

文献解題

Accounting for Climate:
Integrating Climate-
related Matters into
Financial Reporting
(CDSB Guidance)(その1)

赤塚尚之

Naoyuki Akatsuka

滋賀大学 経済学部 / 准教授

「気候関連事象」^{1) 2)}は、時として、企業の財務報告(財務諸表)に重要な影響を及ぼすものである。例えば、BP、レプソル(Repsol)、ロイヤルダッチシェル(Royal Dutch Shell)、およびトタル(Total)を含む石油メジャー7社は、「パリ協定(Paris Agreement)」とより整合的な気候に関する前提³⁾を加味した予想原油価格を用いることにより、2019年第4四半期以降の9カ月間に、保有する有形固定資産について約900億ドルの減損損失を計上⁴⁾した(CDSB 2020a, pp. 9 and 12)。これは、ほんの一例にすぎない。気候関連事象は、特定の産業部門に属する企業(グループ)だけでなく、すべての企業の財務報告(財務諸表)に重要な影響を及ぼす可能性がある。そこで、近年、気候関連情報に対する投資家のニーズも増してきており⁵⁾、企業は、財務報告(財務諸表)において、気

1) 本稿は、さしあたり、「気候関連事象(climate-related matters)」を「気候関連リスクに起因して生じる取引その他の事象または状況」と定義しておく。なお、本稿が参照する文書によっては、「気候事象」などと表記されることもある。もっとも、その意味に実質的な相違はないことから、本稿は、便宜上、各種文書の訳出に際し「気候関連事象」に表記を統一することとした。

2) 本稿は、「気候関連リスク(climate-related risks)」について、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の「勧告」(以下、「TCFD勧告」)における分類に従う。「TCFD勧告」は、気候関連リスクを「気候変動が組織に及ぼすネガティブな潜在的影響」としたうえで、それを「移行リスク(transition risk)」と「物理的リスク(physical risk)」に大別している。そして、移行リスクは、「政策および法的リスク(policy and legal risk)」、「技術リスク(technology risk)」、「市場リスク(market risk)」、および「評判リスク(reputation risk)」の4つに細分される。また、物理的リスクは、「急性リスク(acute risk)」と「慢性リスク(chronic risk)」の2つに細分される(TFCD 2017, pp. 5, 6, and Appendix 5)。なお、本稿が参照する文書によっては、「気候変動リスク」などと表記されることもある。もっとも、その意味に実質的な相違はないことから、本稿は、便宜上、各種文書の訳出に際し「気候関連リスク」に表記を統一することとした。

候関連事象に関する情報をより積極的に提供することを求められている。

それを受けて、企業および環境NGOから構成される国際コンソーシアムである気候変動開示基準審議会(CDSB)は、2020年12月、IFRS基準を基礎としたガイダンス「気候の会計：気候関連事象と財務報告の統合」(以下、「ガイダンス」)を公表した。本稿は、「ガイダンス」の内容を詳解し、その特徴を明らかにするものである。

周知のとおり、「ガイダンス」が公表される以前より、気候関連事象がIFRS基準に基づき作成される財務諸表に及ぼす影響を明らかにする文書が公表されている。例えば、オーストラリア会計基準審議会(AASB)とオーストラリア監査保証基準審議会(AUASB)は、2019年4月に共同文書「気候関連およびその他の新規リスクの開示：AASB/IASB実務記述書第2号に基づく財務諸表における重要性の評価」(AASB and AUASB

2019)を公表している⁶⁾。また、国際会計基準審議会(IASB)は、共同文書をふまえて2019年11月にIn Brief「IFRS基準および気候関連の開示」(IASB 2019)を⁷⁾、「In Brief」をふまえて2020年11月に教育資料「気候関連事象が財務諸表に及ぼす影響」(IASB 2020)を公表している⁸⁾。誤解や批判をおそれずにいえば、これら3つの文書と比較すれば、現状、日本において「ガイダンス」に対する認知度は、まだそれほど高くないように思われる⁹⁾。また、IAS第1号や実務記述書第2号をはじめ、これら3つの文書と依拠する基準等が同じであることから、たしかに重複する内容も多い。もっとも、「ガイダンス」は、これら3つの文書にはない固有の特徴も有している(VI節を参照)。

したがって、「ガイダンス」に焦点を当てた論考が見当たらないなか、「ガイダンス」を取り上げて解題する価値は、十分に認められると考える次第である。

3) 各国の「2030年目標」については、例えば、外務省による整理(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/pagelw_000121.html)を参照。

4) COVID-19パンデミックが、拍車をかけたとされる。

5) 周辺事情として、世界経済フォーラム(WEF)が公表する「グローバルリスク報告書」は、リスクのカテゴリーとして、「経済(economic)」、「環境(environmental)」、「地政学(geopolitical)」、「社会(societal)」、および「技術(technological)」の5つを識別し、各種リスクを「影響力(impact)」と「可能性(likelihood)」の観点からランク付けを行い、ランキング(トップ10)を公表している。そして、2021年版報告書は、「環境」のカテゴリーに分類される「気候変動への対処の失敗(climate action failure)」を、「影響力」と「可能性」のいずれの観点からも、第2位とした(WEF 2021, Figure 2)。また、経済開発協力機構(OECD)は、「66% 2°Cシナリオ(66%の確率で気温上昇を2°C未満に抑制するシナリオ)を達成するためには、2030年まで毎年6.9兆ドルにのぼるインフラ整備資金を要するという見通しを提示している(OECD 2017, p. 28)。

6) 共同文書は、オーストラリア基準についても言及している。なお、2018年12月にも同タイトルの共同文書(AASB and AUASB 2018)が公表されているが、IFRS基準については言及していない。

7) 「In Brief」の著者は、現IASB理事のニック・アンダーソン(Nick Anderson)氏である。

8) 「教育資料(educational material)」は、会計基準の一部ではなく、会計基準の要求事項を追加したり変更したりする効力を有するものではない(Due Process Handbook (revised 2020), par. 8.8)。

9) NDLサーチを使用して文献調査等を実施したところ、「ガイダンス」に焦点を当てた論考等は見当たらなかった(2021年9月30日実施)。また、筆者の知る限り、3つの文書のいずれかまたは複数について言及している最近の日本国内の論考は、「ガイダンス」について言及していない。なお、IASBの2つの文書については、月刊誌『会計情報』(デロイトトーマツ)の連載において、前IASB理事の鶯地隆継氏が2021年3月より解題を行っている(<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/get-connected/pub/atc/kaikcijyoho.html>)。

II 「ガイドンス」の構成と概要

「ガイドンス」の構成は、次頁の表1のとおりである。

「イントロダクション」は、アニュアルレポートにおいて気候関連事象に関する定量情報が十分に開示されておらず、企業が投資家の情報ニーズに十分に答えられていない現状（「ガイドンス」を作成公表する背景）を具体的な資料をもとに整理したうえで、「ガイドンス」の目的を提示している。

第1章は、財務諸表作成者に向けて気候関連事象を財務報告（財務諸表）に反映する必要性を説いた「メッセージ」を提示している。あわせて、「メッセージ」の基礎となる諸事項（表1を参照）について言及している。

第2章は、気候関連事象に現行IFRS基準を適用することによって財務報告（財務諸表）に生じる影響を、具体的に明らかにしている。なかでも、「ガイドンス」は、ほとんどの企業、産業部門、および地域において適用される可能性があることを根拠として、4つの基準（IAS第1号、IAS第16号、IAS第36号、およびIAS第37号）を取り上げ、詳細に検証を行っている¹⁰⁾。

第3章は、気候関連事象を財務報告（財務諸表）に反映する際における重要事項について言及している。具体的には、次の4つである。

- ・重要性を判断するための体系的なアプローチ
- ・定性的な報告および「TCFD勧告」に基づく報告との整合性
- ・企業の協力と賛同
- ・反復プロセス

付録Aは、第2章において取り上げた4つの基準

に関連する12の設例（設例A～設例L）を提示している。付録Bは、第1章に関連して、「ガイドンス」公表時点における特定の法域（カナダ、EU、フランス、ニュージーランド、イギリス、およびアメリカ）における気候関連事象に関する定性情報の開示規制の動向を取りまとめている。付録Cは、第1章に関連して、監査人が監査プロセスにおいて気候関連事象を勘案するよう求められることの証拠を提示するとともに、国際監査基準（ISA）と気候関連事象との関係¹¹⁾について言及している。付録Dは、第1章に関連して、投資家が「TCFD勧告」に準拠した報告を重視していることの証拠を紹介している。

なお、紙幅に制限があることから、本稿は、「ガイドンス」の「イントロダクション」、第1章（関連する付録を含む）、および第3章を取り上げる¹²⁾。現行IFRS基準の適用に関する第2章（付録Aを含む）の詳細については、本誌次号（第431号）以降において取り上げる¹³⁾。

III 問題の所在 （「イントロダクション」¹⁴⁾）

近年、企業は、アニュアルレポートの「前半部分（front-half）」において、重要性を有する気候関連の定性情報を積極的に開示するようになってきている¹⁵⁾。他方、アニュアルレポートの「後半部分（back-half）」において提供される財務報告（財務諸表）の枠内における気候関連の定量情報については、例えば、次頁の表2に示す調査結果のとおり、十分に開示されておらず、企業が投資家の情報ニーズに十分に答えられていないことが指摘されている。

そこで、CDSBは、財務諸表作成者が気候関連

10) IASBの「教育資料」は、これら4つの基準のほか、IAS第2号「棚卸資産」、IAS第12号「法人所得税」、IAS第38号「無形資産」、IFRS第7号「金融商品：開示」、IFRS第9号「金融商品」、IFRS第13号「公正価値測定」、およびIFRS第17号「保険契約」を取り上げている。これらについては、鶯地（2021d, 2021f, 2021g, and 2021h）を参照。

11) 国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、2020年10月に監査実務に関するスタッフ文書「財務諸表監査における気候関連リスクの取扱い」（IAASB 2020）を公表している。

表1 「ガイダンス」の構成

インTRODクシヨN 第1章 気候関連事象は財務報告と関連を有するか？ 1. 気候変動とIFRS基準 2. 規制、保証、および気候関連の財務報告 3. 投資家の期待 4. 要約—気候変動と財務報告 第2章 気候関連事象は企業の財務報告にどのように反映されるか？ 1. IAS第1号「財務諸表の表示」 2. IAS第37号「引当金、偶発負債、および偶発資産」 3. IAS第36号「資産の減損」 4. IAS第16号「有形固定資産」 第3章 財務諸表作成者の次のステップ 付録 付録A 設例 付録B 気候関連の開示規制 付録C 保証 付録D 投資家と気候関連の報告 参考文献

(筆者作成)

表2 気候関連情報の開示に関する調査結果の要約

文書	公表主体	調査結果
The State of EU Environmental Disclosure in 2020	CDSB	ヨーロッパの大企業50社の非財務報告を対象として調査を行ったところ、すべて(100%)の企業が気候関連事象に関する何らかの定性情報を開示し、68%の企業が「TCFD勧告」について言及し、42%の企業が財務報告において環境問題について限定的であるものの言及していた。しかし、財務報告の枠内において気候関連事象に言及していた企業は、10%であった。
Annual Report Insights 2020-Planet	Deloitte	ロンドン証券取引所に上場する企業100社を対象として調査を行ったところ、90%の企業がアニュアルレポートにおいて気候変動について言及し、64%の企業がTCFD勧告について言及していた。さらに、22%の企業が、「TCFD勧告」に準拠した総合的な開示を行っていた。しかし、気候変動が財務諸表に及ぼす影響について明示的に言及していた企業は、2社(2%)しかなかった。
Climate Thematic: Reporting	FRC	気候変動の影響を大きく受けることが予想される企業24社を対象として調査を行ったところ、22社が気候変動に関する定性情報を開示していた。しかし、財務諸表において気候変動について明示的に言及していた企業は、6社しかなかった。とくに、財務諸表の作成に際し用いた将来の前提および判断が気候変動に関する定性情報と整合しているのか、明確ではなかった。
2020 Status Report	TCFD	世界のトップ上場企業100社(「Forbes Global 2000」*に基づく)の60%が、「TCFD勧告」に対する支持を表明しているか、「TCFD勧告」に準拠した報告を行っていた(またはその両方)。近年、気候関連の財務情報の開示は拡充傾向にあるものの、気候変動が企業の事業活動や戦略に及ぼす潜在的な財務的影響を定量化することについては、さらなる改善を要する。

* <https://www.forbes.com/lists/global2000/#334dac605ac0>

(CDSB 2020a, p. 6; CDSB 2020b, pp. 2 and 27; Deloitte 2020, pp. 1 and 13; FRC 2020, p. 53; TCFD 2020, Table ES1をもとに筆者作成)

12) VI節においては、第2章(付録Aを含む)の内容も、適宜勘案する。

13) 付録Aにある設例Aについては、IV節において取り上げる(表4を参照)。また、IAS第37号に関連するものについては、赤塚(2021)において詳解している。

14) 本節の記述は、主に「ガイダンス」の「イントロダクション」(CDSB 2020a, pp. 5 and 6)をふまえたものである。

15) 定性情報の充実は、「TCFD勧告」によるところが大きいとされる。

事象を財務報告（財務諸表）に反映することを支援する必要があると考え、「ガイドランス」を作成公表することとした。なお、「ガイドランス」は、現行IFRS基準を所与として、気候関連事象を財務報告（財務諸表）にどのように反映すればよいかということに焦点を当てている。いいかえれば、「ガイドランス」は、気候関連事象に関する新会計基準（案）を提案することを目的としてはいない。

- 以上より、「ガイドランス」は、次の特徴を有する。
- ・財務報告（財務諸表）に及ぼす影響（定量情報）に焦点を当てていること。
 - ・財務諸表作成者を想定して作成されていること¹⁶⁾。
 - ・現行IFRS基準を所与として検討すること。

IV 気候関連事象は財務報告と関連を有するか？（第1章¹⁷⁾）

4.1 財務諸表作成者に対する「メッセージ」

「ガイドランス」は、財務諸表作成者に対する次の「メッセージ」を提示している。

- ・IFRS基準は、①特定のIFRS基準の適用対象となる場合¹⁸⁾、および（または）②気候変動が企業の財政状態または財務業績に影響を及ぼす場合、「重要性」を有する気候関連事象を財務諸表に反映することを（黙示的に）求めている。
- ・投資家は、企業に対して、①「重要性」を有する気候関連事象を財務諸表に反映すること（関連する注記による開示を含む）、および②気候関連事象に関する判断および前提に関する「追加

的な」開示を行うことを期待している。

あわせて、「ガイドランス」は、「メッセージ」に関連して、次の点を指摘している。

- ・規制当局、政府等は、気候変動が財務報告に及ぼす影響を、ますます重視していくことが予想される。
- ・規制当局および投資家は、監査人が監査プロセスにおいて気候関連事象を勘案することを求めている（注28を参照）。そこで、監査人は、自身の業務および職業的責任の一環として、気候関連事象の影響を、ますます重視していくことが予想される。
- ・特定の法域における取締役は、「重要性」を有する気候関連事象の開示に関する受託者責任に留意する必要がある¹⁹⁾ ²⁰⁾。また、取締役は、配当の決定に際し、予測可能な損失を勘案しなければならない。そうすると、気候変動が企業の事業活動に及ぼす影響は、配当の決定に際し勘案すべき重要な要因となる可能性がある。

4.2 気候変動とIFRS基準

4.2.1 重要性とその判断の行使

「ガイドランス」が提示する財務諸表作成者に対する「メッセージ」には、「重要性(materiality)」というキーワードが盛り込まれている。IAS第1号「財務諸表の表示」は、「情報は、それを省略(omitting)したり、誤表示(misstating)したり、または曖昧に(obscuring)したりすれば、一般目的財務諸表の主要な利用者²¹⁾が特定の報告企業

¹⁶⁾ これに対し、「In Brief」は、投資家（およびアナリスト）を想定している。

¹⁷⁾ 本節の記述は、主に「ガイドランス」第1章(CDSB 2020a, pp. 7-12)をふまえたものである。

¹⁸⁾ 注42を参照。

¹⁹⁾ Commonwealth and Climate Law Initiative(CCLI)は、オーストラリア、カナダ、南アフリカ、およびイギリスを対象として、気候変動に関する取締役の義務について、次の点を指摘している(CCLI 2019, p. 5)。

・取締役は、①気候変動に関する重要な財務リスクを意図的に無視した場合、②気候変動が企業のリスクマネジメントや戦略に及ぼす潜在的な影響を意図的に無視した場合、③企業にとって最善となる行動を採っていないと他の理性的な取締役が結論づけた場合、「受託者責任」に反する可能性がある。

・取締役は、①予測可能かつ財務上重要性を有する気候関連リスクの管理を怠ったかまたは不適切な管理を行った場合、②気候関連リスクを識別・管理する強固な企業リスク・報告システムの監視・監督を怠った場合、「善管注意

に関する財務情報を提供する財務諸表に基づき行う意思決定に影響を及ぼすと合理的に予想できる場合、重要性を有する。」(IAS 1, par. 7)としている。関連して、実務記述書第2号「重要性の判断の行使」は²²⁾、次の点を明確にしている(Practice Statement 2, pars. 9 and 10)。

- ・企業は、IFRS基準が定める報告上の要求事項を適用することによる影響に重要性がある(重要性がない)場合、IFRS基準が定める認識および測定に関する要求事項を適用する(適用しない)。
- ・企業は、IFRS基準が定める開示によって提供する情報に重要性がある(重要性がない)場合、IFRS基準が定める開示を行う(行わない)²³⁾。

また、企業は、IFRS基準の定めによらない情報が、主要な利用者が特定の取引その他の事象および状況が企業の財政状態、財務業績、およびキャッシュ・フローに及ぼす影響を理解するために不可欠である場合、当該情報を提供すべきか、別途検討を要する(IAS 1, pars. 17 (c) and 31; Practice Statement 2, par. 10)。これについて、実務記述書第2号は、表3のとおり、IAS第36号パラグラフ132が定める開示規定を超えて追加的に情報を開示する結果となる設例(設例C)を提示している。「ガイダンス」第2章および設例K²⁴⁾も、実務記述書第2号と同様の追加的な情報開示が行われる可能性を指摘している。

さらに、重要性は、情報の「性質(nature)」もしくは「規模(magnitude)」、またはその双方に依存

表3 設例C(実務記述書第2号)

前提条件	<ul style="list-style-type: none"> ・企業は、国際的な合意の一環として炭素エネルギーの使用量を削減する規制の導入を予定している国において、主要な事業活動を行っている。当該国において導入が予定されている規制は、報告期間の終了日時点において、法として成立していない。 ・企業は、当該国に石炭火力発電所を所有している。企業は、期中において、当該発電所について減損損失を計上し、その簿価を回収可能価額まで切り下げた。のれんまたは耐用年数が識別可能な無形資産は、資金生成単位に含まれていない。 ・IAS第36号パラグラフ132は、資金生成単位の簿価にのれんまたは耐用年数が識別可能な無形資産が含まれる場合を除き、有形固定資産の回収可能価額の算定に用いた前提を開示することを求めている。
適用	<ul style="list-style-type: none"> ・企業は、石炭火力発電所の回収可能価額の算定に用いた炭素エネルギーの使用量を削減する規制が成立する可能性に関する前提が、財務諸表の主要な利用者が財務諸表に基づき行う意思決定に影響を及ぼすと合理的に予想されると結論づけた。つまり、当該前提は、減損処理が企業の財政状態、財務業績、およびキャッシュ・フローに及ぼす影響を財務諸表の主要な利用者が理解するために不可欠な情報である。
結論	<ul style="list-style-type: none"> ・企業は、IAS第36号パラグラフ132が定める開示規定を超えて、財務諸表において当該前提を追加的に開示することとした。

(Practice Statement 2, Example C; IAS 36, par. 132をもとに筆者作成)

義務」に反する可能性がある。

- ・取締役は、企業の業績および予想に関する「真実かつ公正な概観」を提供するという開示義務に違反した場合、「個人責任」を負う可能性がある(とくに、オーストラリアとカナダにおいては、株主集団訴訟のリスクがある)。

20) 日本を対象としたものについては、山田他(2021)を参照。

21) 「主要な利用者(primary users)」とは、現在のおよび潜在的な投資家、融資者その他の債権者をいう(Conceptual Framework, Appendix)。

22) 実務記述書第2号は、IFRS基準に基づく一般目的財務諸表を作成する際における重要性の判断の行使に関する強制力を有しない指針を提供するものである(Practice Statement 2, par. 1)。

23) IAS第1号パラグラフ31も、このことについて言及している。

24) 「ガイダンス」の設例Kは、航空会社が二酸化炭素排出量の削減目標を公表したことに伴い、自社が所有する航空機のうち二酸化炭素排出量が多い機体の減価償却費の見直しを行う(IAS第16号パラグラフ51を適用する)設例である。

する (IAS 1, par. 7)。つまり、重要性は必ずしも情報項目の「規模」(端的にいえば金額) によってのみ判断されるわけではなく、情報項目の「規模」(「定量的要因」) に照らして重要性がないと判断されても、情報項目の「性質」(「定性的要因」(注33を参照)) に照らして重要性を有すると判断される余地があるということである (Practice Statement 2, par. 55)。これについて、「ガイダンス」は、実務記述書第2号の設例Kをふまえ、重要性の判断に関する「外部の定性的要因」(注36を参照) が重要性の判断に及ぼす設例Aを提示している。2つの設例を対照表示すれば、次頁の表4のとおりである。

4.2.2 IFRS基準の適用

「ガイダンス」は、次の事項を検討した結果、重要性を有する気候関連事象を財務諸表に反映するとともに、財務諸表に対する注記においても重要性を有する気候関連事象に関する情報を開示する必要が生じる可能性があるとしている。

- ・気候関連事象が及ぼす影響の「規模」に照らして、気候関連事象が財務諸表に重要な影響を及ぼすか。
- ・気候関連事象の「性質」に照らして、投資家が気候関連事象の情報開示を期待するか(「規模」について重要性を有すると判断されたかを問わない)。

なお、「原則主義」を基礎して開発されるIFRS基準は、気候関連事象の取扱いに関する細則を

明示的に定めることはない²⁵⁾。もともと、重要性を有する気候関連事象が特定のIFRS基準の適用対象となる場合(注42を参照)、IFRS基準の適用をつうじて当該事象を財務諸表に反映する必要がある。つまり、IFRS基準は、重要性を有する気候関連事象にも対処できるようになっている。したがって、IFRS基準を適用する企業は、IFRS基準の適用対象となる気候関連事象を財務諸表に反映することを避けることはできないのである。

4.3 投資家の期待

投資家は、アニュアルレポートの主たる利用者であり、①低炭素経済²⁶⁾への移行、②「パリ協定」および「持続可能な開発目標 (SDGs)」に基づく気候関連目標を達成するために重要な役割を果たすことが期待されている。

投資家は、自身の投資意思決定のため、気候関連事象が企業の財政状態、財務業績、および将来の見通しに及ぼす量的・質的影響を理解している必要がある。そして、多くの投資家が、気候関連事象の財務的影響(定量情報)に関する開示を改善すべきと考えるようになっている。これに関して、投資家グループは、具体的なアクションを起こしている。例えば、PRIは、2020年9月、投資家グループ(運用資産103兆ドル以上)が気候関連リスクを財務諸表に適切に反映すべき重要な要因であると位置づけていることを裏づける「書簡」を公表した²⁷⁾²⁸⁾。また、2020年11月、世界の投資家グループ(運用資産9兆ドル以上)は、気候変動に関する機関投資家グループ (IIGCC) をつうじて、

25) IFRS財団は、IFRSサステナビリティ基準を設定するサステナブル会計基準審議会 (ISSB) の設置に向けた検討を行っているところである (<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/sustainability-reporting/>)。

26) 「ガイダンス」は、「低炭素 (lower-carbon)」と表記している。

27) <https://www.unpri.org/accounting-for-climate-change/investor-groups-call-on-companies-to-reflect-climate-related-risks-in-financial-reporting/6432.article>

表4 設例K(実務記述書第2号)および設例A(「ガイダンス」)

	設例K(実務記述書第2号)	設例A(「ガイダンス」)
前提条件	<ul style="list-style-type: none"> ある国際的な銀行は、現在、深刻な財政難に陥っている国において発行された極めて少額の債券を保有している。 同業の他の国際的な銀行は、当該国において発行された多額の債券を保有しており、当該国の財政難による重大な影響を受けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ある国際的な銀行は、現在、気候変動により将来さらに深刻化することが予想される森林火災が生じているある地域において発行された極めて少額の債券を保有している。 同業の他の国際的な銀行は、当該地域において発行された多額の債券を保有しており、当該地域における森林火災による重大な影響を受けている。
適用	<ul style="list-style-type: none"> IFRS第7号「金融商品：開示」パラグラフ31は、報告期間の終了日において晒されている金融商品から生じるリスクの特性とその度合いを財務諸表利用者が評価できるよう、企業が情報を開示することとしている。 銀行は、財務諸表の作成に際し、当該国において発行された極めて少額の債券を保有しているという事実が重要性を有する情報に該当するか、判断を行う。銀行は、重要性の判断に際し、同業の他の国際的な銀行が当該債券について直面しているエクスポージャー(「外部の定性的要因」に該当する(5.1.2を参照))を勘案する。 かかる状況において、同業の他の国際的な銀行が当該国において発行された多額の債券を保有しているのに対し、自行は極めて少額の債券しか保有していない(または債券を保有していない)という事実は、財務諸表の主要な利用者に対し、銀行経営者が当該国における経済情勢による不利な結果から銀行が有する資源をいかに効果的に保護したかという、有用な情報を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> IFRS第7号「金融商品：開示」パラグラフ31は、報告期間の終了日において晒されている金融商品から生じるリスクの特性とその度合いを財務諸表利用者が評価できるよう、企業が情報を開示することとしている。 銀行は、財務諸表の作成に際し、当該地域において発行された極めて少額の債券を保有しているという事実が重要性を有する情報に該当するか、判断を行う。銀行は、重要性の判断に際し、同業の他の国際的な銀行が当該債券について直面しているエクスポージャー(「外部の定性的要因」に該当する(5.1.2を参照))を勘案する。 かかる状況において、同業の他の国際的な銀行が当該地域において発行された多額の債券を保有しているのに対し、自行は極めて少額の債券しか保有していない(または債券を保有していない)という事実を開示することは、財務諸表の主要な利用者に対し、銀行経営者が当該国における気候変動による不利な結果から銀行が有する資源をいかに効果的に保護したか(または同業の他の国際的な銀行と比較した場合における当該地域における気候関連リスクに関するエクスポージャー)という、有用な情報を提供する。
結論	<ul style="list-style-type: none"> 銀行は、当該特定の債券に関するエクスポージャーがないという情報を、重要性を有する情報と判断し、財務諸表において開示することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> 銀行は、その特性に照らして、当該特定の債券に関するエクスポージャーがないという情報を、重要性を有する情報と判断し、財務諸表において開示することとした。

(Practice Statement 2, Example K; CDSB 2020a, Example A; IFRS 7, par. 31をもとに筆者作成)

ヨーロッパの36の企業に対して「パリ協定」に準拠した会計の実施を求める「書簡」を公表した²⁹⁾。
そこで、企業は、投資家の情報ニーズに応えるべ

く、気候関連事象の影響を受ける重要な前提³⁰⁾、判断、および見積りを開示する必要がある。

28) PRIの「書簡」は、監査人に対し、財務諸表がIASBの「In Brief」において表明された意見と首尾一貫していると認められる場合のみ、監査調書にサインオフすることも要望している(PRI 2020, p. 2)。

29) <https://www.iigcc.org/news/leading-investors-call-on-europes-largest-companies-to-address-missing-climate-change-costs-in-financial-accounts/>

30) 開示される前提は、企業の内外における定性的な報告と首尾一貫している必要がある。

5.1 重要性を判断するための
体系的なアプローチ

「ガイダンス」は、気候関連事象の重要性を評価し、重要性を有する気候関連事象を財務諸表に反映するための4つのステップを提示している。

ちなみに、「ガイダンス」は明確にしていないものの、「ガイダンス」が提示する4つのステップは、実務記述書第2号が提示する「4ステップの重要性プロセス」と実質的に同じである。また、CPA Canada(2019)も、実務記述書第2号を適用した4つのステップを提示しており、それぞれのステップについて「ガイダンス」よりも詳細に言及している。

そこで、本項は、「ガイダンス」に加えて、実務記述書第2号およびCPA Canada(2019)の内容についても、適宜盛り込むこととする。ちなみに、実務記述書第2号、「ガイダンス」、およびCPA Canada(2019)が提示する4つのステップを対照表示すれば、表5のとおりである。表5より、それぞれが提示する4つのステップに本質的な相違がないことを確認することができるであろう。

表5 「4つのステップ」の比較

	実務記述書第2号	「ガイダンス」	CPA Canada(2019)
ステップ1 「識別」	潜在的に重要性を有する情報を、識別する。	気候に関連する要因(企業が事業活動を行う地域や産業部門を含む)と、潜在的に重要性を有する影響(長期・短期を問わない)を、識別する。	気候に関連する要因(企業が事業活動を行う地域や産業部門を含む)と、潜在的に重要性を有する影響(長期・短期を問わない)を、識別する。
ステップ2 「評価」	ステップ1において識別した情報が、本当に重要性を有するか評価する。	ステップ1において識別した気候関連事象が、企業にとって本当に重要性を有するか評価する。	ステップ1において識別した気候関連事象が、企業にとって本当に重要性を有するか評価する。
ステップ3 「構成」	財務諸表の原案において、主要な利用者に情報を明瞭かつ簡潔に伝達できるようなかたちに構成する。	気候関連情報を明瞭かつ簡潔に伝達できるようなかたちに構成する。	気候関連情報を明瞭かつ簡潔に伝達し、最も関連を有する提出書類(とくにリスクについて説明することを目的としたもの)に適切に盛り込まれるようなかたちに構成する。
ステップ4 「レビュー」	重要性を有するすべての情報が識別されているか、また、重要性が完全な一組の財務諸表に基づいて広範かつ全体的に勘案されているか判断すべく、財務諸表の原案をレビューする。	重要性を有するすべての情報が識別されているか判断すべく、気候関連開示の原案をレビューする。	重要性を有するすべての情報が識別されているか、また、重要性が広範な観点からも勘案されているか判断すべく、気候関連開示の原案をレビューする。

(Practice Statement 2, par. 33; CDSB 2020a, p. 23; CPA Canada 2019, p. 5をもとに筆者作成)

31) 本節の記述は、主に「ガイダンス」第3章(CDSB 2020a, pp. 22-24)をふまえたものである。

5.1.1 ステップ1: 識別

ステップ1は、財務諸表の主要な利用者が企業に対する資源提供に関する意思決定を行うに際し必要とする気候関連情報の種類を識別するための大まかなフィルターとして機能する (Practice Statement 2, par. 35; CPA Canada 2019, p. 6)。実務記述書第2号は、IFRS基準の要求事項を手がかりとして、主要な利用者に共通する情報ニーズも勘案したうえで、潜在的に重要性を有する情報を識別することとしている (Practice Statement 2, pars. 36 and 38)。ステップ1におけるアウトプットは、「潜在的に重要性を有する情報セット」であり (Practice Statement 2, par. 39)、ステップ2において本当に重要性を有するか評価を行う対象となる。「ガイダンス」は、次の点を指摘している。

- ・ 企業にとっての主要な投資家らと協働することにより、重要性および目的適合性を有する事象を、より効率的・効果的に識別できるようになる。
- ・ サステナビリティ会計基準審議会 (SASB) の基準 (指針) が、自社が属する産業部門にとって重要性を有する気候関連事象を識別するための手がかりとなる。

また、CPA Canadaは、気候変動による影響が産業部門、立地、事業活動の方法、および行政区域といった要因によって決定されることから、次の事項を検討することとしている (CPA Canada 2019, p. 7)。

- ・ 事業活動を行う地域において適用される法規制
- ・ 気候変動に関する報告規制 (強制されるもの、自主的なもの)
- ・ 事業活動を行う地域において生じると予想され

る気候変動の影響 (サプライチェーンおよび主要な顧客に生じる影響を含む)

さらに、「ガイダンス」は、次頁の表6に示すCPA Canadaが提示する「潜在的に重要性を有する気候変動情報の源泉」のリストを、有益な参考資料の例として挙げている³²⁾。

5.1.2 ステップ2: 評価

ステップ2は、財務諸表の主要な利用者が財務諸表に基づき企業に対する資源提供に関する意思決定を行うに際し当該情報の影響を受けると合理的に予想できるかを勘案して、ステップ1において識別した情報が本当に重要性を有するか、財務諸表全体の文脈において評価を行う。ステップ2におけるアウトプットは、「重要性を有する情報の予備的なセット」である (Practice Statement 2, pars. 40 and 41)。

重要性の評価は、「定量的要因 (Quantitative factors)」と「定性的要因 (Qualitative factors)」³³⁾の双方を勘案して行う必要がある。重要性の評価を行うに際しては、まず、定量的要因を勘案することが合理的となる。企業は、通常、取引その他の事象または状況が及ぼす影響の規模と、企業の収益、収益性、財政状態に関する比率、およびキャッシュ・フロー指標を比較することによって³⁴⁾、情報が量的な重要性を有するか評価する。定量的要因に照らして「重要性を有する」と評価されれば、定性的要因を勘案する必要はない。そして、定量的要因に照らして「重要性を有しない」と評価されれば、さらに定性的要因を勘案することにより、最終的に重要性を有するか評価する。定性的要因については、「企業に固有の定性的要因」³⁵⁾と

32) あわせて、「ガイダンス」は、CPA Australia (2020, pp. 31 and 32) が提示する23の気候変数を、有益な参考資料の例として挙げている。

33) 「定性的要因」とは、企業の取引その他の事象、状況、またはそれらが置かれている文脈における特性のうち、存在す

るならば情報が主要な利用者の意思決定に影響を及ぼす可能性が高くなるものをいう (Practice Statement 2, par. 46)。

34) いかなる指標を用いるかは、主要な利用者の関心による (Practice Statement 2, par. 45)。

表6 潜在的に重要性を有する気候変動情報の源泉のリスト(CPA Canada)

- ・カナダ証券管理局(CSA)が公表するCSA Staff Notice等、証券その他の規制当局が公表した気候変動および(または)環境関連の規制、報告書、指針
- ・温室効果ガス排出量の報告、炭素価格、エネルギー効率、建築基準等、気候変動問題に対処することを目的とした法規制
- ・事業活動を行う地域における気候変動による物理的な影響(洪水・干ばつ・熱波・ハリケーン等)についての予想
- ・気候関連事象に関する産業別の指針(SASBの「重要性マップ」*等)
- ・同業他社、投資家、債権者、および保険会社による開示についてのレビュー
- ・特定の気候変動情報に関する投資家の意思表示(代理投票における行動指針、気候関連情報に対する公表済の方針および実践、「TCFD勧告」に対する支持表明、「TCFD勧告」の実施における企業との協働等)
- ・業界団体が公表した指針

* <https://materiality.sasb.org/>

(CPA Canada 2019, pp. 6 and 7をもとに筆者作成)

「外部の定性的要因」³⁶⁾の双方を勘案する。そして、究極的には、主要な利用者が企業の取引その他の事象または状況に関する情報を注意深く観察している場合、定量的な閾値(特定の水準、率、金額)が「ゼロ」であっても、ある情報項目が主要な利用者の意思決定に影響を及ぼす(すなわち、重要性を有する)と合理的に予想できる可能性もある(Practice Statement 2, pars. 44-55)。

「ガイダンス」は、ステップ2において、炭素税の導入計画、新規制による影響、公表することが確実視されている声明も勘案して、気候関連リスクが耐用年数の各段階においていかなる影響を及ぼすか把握すべく、貸借対照表³⁷⁾の資産と負債の分析が行われる可能性があるとしている。CPA Canadaは、次頁の表7に示す定量的要因と定性的要因を勘案して、重要性を評価することとしている。

また、CPA Canadaは、ステップ2の実施に際し、次の事項を検討することとしている(CPA Canada 2019, p. 8)。

- ・いかなる気候関連事象が、当該企業、サプライヤー、および主要な顧客に対して、短期・中期・長期的な影響を及ぼす可能性があるか
- ・気候関連事象が現実化した場合におけるその影響の度合い
- ・異なる地球温暖化シナリオにおいて生じる影響の度合い
- ・全体として勘案すべき相互接続性を有する要因とその影響の有無

35)「企業に固有の定性的要因(entity-specific qualitative factor)」とは、企業の取引その他の事象または状況に関する特性であり、例えば、次のものがある(これらに限定されない)(Practice Statement 2, par. 48)。

- ・関連当事者の関与
- ・取引その他の事象または状況に関する一般的ではないかまたは標準的ではない特性
- ・想定外の変動またはトレンドの変化

36)「外部の定性的要因(external qualitative factor)」とは、企業の取引その他の事象または状況が生じる文脈における特性のうち、存在するならば情報が主要な利用者の意思決定により影響を及ぼす可能性を有するものをいう(Practice Statement 2, par. 49)。

37)「ガイダンス」は、「貸借対照表(Balance Sheet)」と表記している。

表7 ステップ2において勘案すべき定量的要因と定性的要因(CPA Canada)

- ・資産、負債、キャッシュ・フロー、および将来の利益に及ぼす影響等、財務に対する直接的な影響(現在の、将来の、確実な、潜在的な、偶発的な影響)
- ・操業許可、顧客またはクライアントの反応、従業員の雇用と雇用の維持等、企業の評判形成および関係構築に及ぼす影響
- ・低炭素社会への移行が、企業のビジネスモデルおよび長期戦略に及ぼす影響
- ・気候関連の法規制の制定および継続の可能性、インフラ投資における優先順位の変更等、政策の進展
- ・極端な気候事象が生じる頻度やその重大性の増加、緩やかに進行する気温上昇が沿岸地域・氾濫原に所在する主要な設備に及ぼす影響の度合い等、気候変動が産業部門、立地、サプライチェーン、および顧客基盤に及ぼす物理的な影響についての予想
- ・重要性を有する現存リスクの増大(リスクの増幅効果*)

*「ガイダンス」は、気候関連リスクが「システミックリスク」に該当することを前提としている(表10を参照)。

(CPA Canada 2019, p. 9をもとに筆者作成)

あわせて、CPA Canadaは、次の点を指摘している(CPA Canada 2019, pp. 8-10)。

- ・「TCFD勧告」に基づく「シナリオ分析」が、気候関連事象が企業に及ぼす影響の範囲を評価するための主要な作業となる。
- ・年金基金や保険会社等の長期の投資家にとっては、早期の開示が重要性を有する³⁸⁾。そこで、気候変動が及ぼす影響が時の経過とともに増大するか、勘案する必要がある。
- ・投資家にとっての重要性を評価するに際しては、投資家からの「企業固有のインプット」³⁹⁾と、「企業の内部情報」⁴⁰⁾を用いる。

38) 早期の開示は、とくに、営業サイクルや投資期間が長期にわたる業種(採掘業、製造業、およびインフラ業)や、新規制や産業部門における要請に応じて新技術(温室効果ガス排出量を削減するための低炭素技術)の適用を求められる企業について、とくに目的適合性を有する(CPA Canada 2019, pp. 9 and 10)。

39) 具体的には、次のものが挙げられている。
 ・株主総会、収支報告(earnings call)、その他のプレゼンテーション機会、および対面イベントにおける投資家からの質問・コメント

5.1.3 ステップ3: 構成

ステップ3は、重要性を有する気候関連情報が、明瞭かつ簡潔に開示され、さらには重要性を有しない情報によって曖昧にされないことを確実にものとするを目的として行う(CPA Canada 2019, p. 11)。ステップ3におけるアウトプットは、「財務諸表の原案」である(Practice Statement 2, par. 59)。

実務記述書第2号は、ステップ2において識別した(本当に)重要性を有する情報を次のとおり構成することによって、当該情報をより明瞭かつ簡潔に伝達できるようになっている(Practice Statement 2, par. 56)。

- ・重要性を有する事象をより強調する。
- ・企業が置かれた状況に応じて、情報を加工する。
- ・企業の取引その他の事象または状況について、重要性を有する情報を省略することなく、また、

- ・気候変動問題に関する株主決議および代理投票
- ・アナリストレポート
- ・利害関係者に対する直接的なアウトリーチ
- ・銀行その他の債権者からのコメントまたは変更要求

40) 具体的には、次のものが挙げられている。

- ・リスクアセスメント(すでに識別されている気候関連リスクを含む)
- ・取締役会による気候変動問題のモニタリング
- ・企業が公表する各種報告書(サステナビリティ報告書やCSR報告書等)における気候変動情報の開示状況

情報量を徒に増やすことなく、可能な限り、単純かつ直接的に記述する。

- ・情報項目間の関係性を強調する。
- ・情報の特性に適合的な様式(例えば、表または記述)を用いて、情報を提供する。
- ・企業間比較および期間比較の可能性をできる限り最大化する方法によって、情報を提供する。
- ・情報の重複を回避するかまたは最小化する。
- ・重要性を有する情報が、重要性を有しない情報によって曖昧にされないようにする⁴¹⁾。

「ガイダンス」は、個々の気候関連事象について、適用対象となる会計基準に基づき会計上の影響を判断することにより⁴²⁾、報告対象とすべきデータまたは情報が決定されるとしている。

また、CPA Canadaは、次のとおり、実務記述書第2号と同様の工夫を提示している(CPA Canada 2019, p. 11)。

- ・異なる要素の特徴が際立つように、様式等に配慮する。
- ・図表等の視覚的な手段を活用する。
- ・同じ箇所において情報を提供する必然性はなく、相互参照および接続性に留意する。
- ・企業間比較および期間比較の可能性を担保する。

5.1.4 ステップ4: レビュー

ステップ4は、「一步離れて(step back)」、提供する情報をより広範かつ全体的に検討する機会を設けるものである。これにより、ステップ2における評価に疑念が生じ、かつて「重要性を有する」と判断した情報が一転して「重要性を有しない」と判断されることにより、財務諸表から削除される可能性もある。ステップ4におけるアウトプットは、「最終的な財務諸表」である(Practice Statement 2, pars. 62 and 64)。実務記述書第2号は、ステップ4において、次の事項を検討することとしている(Practice Statement 2, par. 62)。

- ・情報項目間の目的適合性を有する関係性が、すべて識別されているか。情報項目間の新たな関係性を識別することにより、情報が重要性を有すると判断される可能性がある。
- ・個々に重要性を有しないと判断された情報項目が、全体として判断した場合に一転して重要性を有すると判断されることはないか。
- ・財務諸表に盛り込まれる情報が、効果的かつ理解可能なかたちで伝達され、かつ、重要性を有する情報を曖昧にすることがないよう構成されているか。
- ・財務諸表が、企業の財政状態、財務業績、およびキャッシュ・フローの適正な表示を提供しているか⁴³⁾。

また、「ガイダンス」は、ステップ4の一環として、財務諸表において開示する情報が、定性的な報告の内容やマネジメントに対する内部報告の内容と首尾一貫しているか確認することとしている。さらに、CPA Canadaは、ステップ4の実施に際し、次の事項を検討することとしている(CPA Canada

41) IAS第1号パラグラフ30Aと同内容である。

42) 重要性を有する気候関連事象は、複数の会計基準の適用対象となる可能性があることに留意を要する。

43) IAS第1号パラグラフ15と同内容である。

2019, p. 12)。

- ・ 報告書間(法規制に基づく提出書類と自発的に作成する各種報告書)における開示情報は、首尾一貫しているか。
- ・ 個々に重要性を有しないと判断されるものの、他の情報とあわせて判断した場合に一転して重要性を有すると判断される気候関連情報が、省略されていないか。
- ・ 副次的な情報を過度に詳細に開示することにより、最も重要性を有する情報が曖昧にされていないか。
- ・ 開示は、公平かつ客観的であるか。
- ・ 物理的リスクに起因する事象について、リスクの影響および可能性が十分に理解可能ではないこと、および(または) 定量化が可能ではないことを理由として、開示されなかった気候関連情報の有無。

そして、実務記述書第2号は、ステップ4をふまえて、財務諸表において次のとおり対処が行われる可能性があるとしている (Practice Statement 2, par. 63)。

- ・ 財務諸表に情報を追加する。
- ・ すでに重要性を有すると識別された情報を、さらに分解して表示する。
- ・ 重要性を有する情報を曖昧にすることを回避すべく、すでに重要性を有しないと識別された情報を、財務諸表から削除する。
- ・ 情報を再構成する。

5.2 その他

「ガイダンス」は、気候関連事象を財務報告(財務諸表)に反映する際における重要事項として、その他、①定性的な報告および「TCFD勧告」に基づく報告との整合性、②企業の協力と賛同、および③反復プロセスを挙げている。これらについて要約すれば、次頁の表8、表9、および表10のとおりである。

表8 定性的な報告および「TCFD勧告」に基づく報告との整合性

<ul style="list-style-type: none"> ・定性的な報告と財務報告は、相互に関連を有しており、別個に取り扱うべきではない。したがって、財務諸表の作成に際し用いる前提および判断は、「TCFD勧告」に準拠したものを含む気候関連の定性的な報告の一環として開示される情報と矛盾してはならない。 ・定性的な報告と財務報告は、いずれも投資家にとって重要性を有する。 ・「TCFD勧告」に基づく「シナリオ分析」の結果は、財務諸表の作成に資する可能性がある。シナリオの前提や結果は、起こりうる広範な気候シナリオの財務的影響を投資家に例示する感度分析に利用することができる。

(CDSB 2020a, p. 24をもとに筆者作成)

表9 企業の協力と賛同

<ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表作成者は、気候関連事象を財務報告に完全かつ強固に反映することを担保すべく、組織内の気候関連事象に関する情報に対するアクセスを有する者や、気候関連事象が組織に及ぼす影響について深い理解を有する者と協働する必要がある。組織内の様々なチームとの協働をつうじて得られたインプットは、気候関連事象を適切に反映するために不可欠である。財務チームのみが、責任を負うことがあってはならない。 ・いかなる気候関連事象が重要性を有するか、そして重要性を有する気候関連事象をいかに適切に反映すべきかについては、組織内外の専門家の助言を仰ぐ必要がある。 ・協働を成功に導くためには、報告プロセスの初期段階から、企業内部の主要な利害関係者(CEO、CFO、CSO(Chief Sustainability Officer)、法務担当、戦略計画・分析担当取締役、IR担当取締役、気候関連事象担当のマネジメント(サステナビリティ・CSR・ESGの専門家)の協力を得ておく必要がある。 ・監査委員会との協議・協働も、必要である。 ・すべての企業内部の利害関係者からの賛同を得た後、気候関連事象を財務報告に反映することと内部統制を担保すべく、1名以上のCFO等の上級管理者に、気候関連開示に関するリーダーシップとオーナーシップを付与すべきである。

(CDSB 2020a, p. 24をもとに筆者作成)

表10 反復プロセス

<ul style="list-style-type: none"> ・潜在的に重要性を有し、かつ、「システミックリスク(systemic risk) 」*としての特性を有すること、さらにはその不確実性に鑑みれば、気候関連事象を財務報告に反映することは、反復プロセスとなる。 ・財務諸表利用者は、ベストプラクティスが蓄積され、指針が開発されるに伴い、企業による情報開示が改善されていくことを期待している。 ・企業は、気候関連事象を財務報告に効果的に反映するための現実的な方策を、時間をかけて模索すべきである。企業の方策は、政策、技術、および規制が進化することに伴い、時間をかけて改善されていく可能性がある。 ・「TCFD勧告」の実施と同様、投資家の期待に応えられる水準によって財務諸表に気候関連事象を反映するためには、1回以上の報告サイクルを要する。企業は、今から最初のステップに着手する必要がある。 ・財務諸表作成者は、気候関連事象の取扱いが新規の実務であることを意識しておく必要がある。

*さしあたり、「ガイダンス」の文脈における「システミックリスク」は、「単一の失敗、事故、混乱が、部分的な影響にとどまらず、相互依存性や相互接続性を通してシステム全体に広がるようなリスク」(日本リスク研究会編 2019, p. 50)と解すればよいであろう。

(CDSB 2020a, p. 24; 日本リスク研究会編 2019, p. 50をもとに筆者作成)

VI 「ガイドンス」の特徴

V節までの検討をつうじて、「ガイドンス」は、次のとおり、3つの文書（AASB and AUASB 2019；IASB 2019；IASB 2020）にはない固有の特徴を有するといえる。

- ・全体をつうじて、財務諸表作成者を想定していること。
- ・CPA Canadaが先行してより詳細に提示しているとはいえ、実務記述書第2号を基礎とした「4つのステップ」を提示していること⁴⁴⁾(5.1を参照)。
- ・気候関連の財務報告と、各種報告(定性的な報告・TCFD勧告に準拠した報告・内部報告)との整合性について、繰り返し言及していること(表1のFRCによる調査結果、注30、5.1.4、および表8を参照)。

また、検討対象とするIFRS基準を4つに絞り込み、より詳細に検討を行い、かつ、設例を提示していること(第2章および設例)も、先行する3つの文書と比較した場合における「ガイドンス」の特徴といえる(本誌次号(第431号)に続く)。

【付記】

本稿は、2021年度滋賀大学経済経営研究所研究助成による研究成果である。

本稿の脱稿後、CDSBは、2021年10月、補足文書第1号(Supplementary Paper 1)「気候の会計：気候関連事象と財務報告の統合」を公表した。当該文書は、「ガイドンス」第2章において取り上げなかった6つの基準(IAS第2号、IAS第12号、IFRS第7号、IFRS第9号、IFRS第13号、およびIFRS第17号)を取り上げ、「ガイドンス」第2章と

同様のかたちで詳細に検証を行うとともに、関連する設例を提示している。

参考文献

- ◎ Australian Accounting Standards Board (AASB) and Auditing and Assurance Standards Board (AUASB) . 2018. *Climate-related and Other Emerging Risks Disclosures: Assessing Financial Statement Materiality Using AASB/IASB Practice Statement 2*.
- ◎ ——— 2019. *Climate-related and Other Emerging Risks Disclosures: Assessing Financial Statement Materiality Using AASB/IASB Practice Statement 2*.
- ◎ Climate Disclosure Standards Board (CDSB) . 2020a. *Accounting for Climate: Integrating Climate-related Matters into Financial Reporting*.
- ◎ ——— 2020b. *The State of EU Environmental Disclosure in 2020*.
- ◎ Commonwealth and Climate Law Initiative (CCLI) . 2019. *Directors' Liability and Climate Risk: Comparative Paper—Australia, Canada, South Africa and the United Kingdom*.
- ◎ CPA Australia. 2020. *Australia's International Climate Change Commitments—Associated Accounting Assumptions and Auditing of Climate Risk Disclosures*. Final Report.
- ◎ CPA Canada. 2019. *Disclosing the Impacts of Climate Change: A Process for Assessing Materiality*.
- ◎ Deloitte. 2020. *Annual Report Insights 2020—Planet*.
- ◎ Financial Reporting Council (FRC) . 2020. *Climate Thematic: Reporting*.
- ◎ Institutional Investors Group on Climate Change (IIGCC) . 2020. *Investor Expectations for Paris-aligned Accounts*.
- ◎ International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB) . 2020. *The Consideration of Climate-Related Risks in an Audit of Financial Statement*. Staff Audit Practice Alert.
- ◎ International Accounting Standards Board. 2019. *IFRS Standards and Climate-related Disclosures*. In Brief.

44) AASB and AUASB(2019, Figure 1)は、独自に重要性の評価プロセスを作成・提示している。

- 2020. *Effects of Climate-related Matters on Financial Statements*. Educational Material.
- 2021. *The Annotated Issued IFRS Standards—Standards Issued at 1 January 2021*.
- Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD) . 2017. *Investing in Climate, Investing in Growth*.
- PRI. 2020. *Investor Groups Call on Companies to Reflect Climate-related Risks in Financial Reporting*. Open Letter.
- Task Force on Climate-related Financial Disclosures (TCFD) . 2017. *Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures*. Final Report.
- 2020. *2020 Status Report*.
- United Nations Framework Convention on Climate Change (UNFCCC) . 2015. *Paris Agreement*.
- World Economic Forum (WEF) . 2021. *The Global Risks Report 2021*.
- 赤塚尚之. 2021. 「気候関連リスクと引当金会計」『滋賀大学経済学部研究年報』(28): pp. 75-101.
- 鶯地隆継. 2021a. 「気候変動の影響(その1)」『会計情報』(535): pp. 29-31. デロイトトーマツ.
- 2021b. 「気候変動の影響(その2)」『会計情報』(536): pp. 47-50. デロイトトーマツ.
- 2021c. 「気候変動の影響(その3)」『会計情報』(537): pp. 59-61. デロイトトーマツ.
- 2021d. 「気候変動の影響(その4) 気候変動と見積りの不確実性」『会計情報』(538): pp. 21-23. デロイトトーマツ.
- 2021e. 「気候変動の影響(その5) 気候変動と減損会計・引当金」『会計情報』(539): pp. 30-33. デロイトトーマツ.
- 2021f. 「気候変動の影響(その6) 気候変動と投資側の責任」『会計情報』(540): pp. 34-36. デロイトトーマツ.
- 2021g. 「気候変動の影響(その7) 気候変動と公正価値」『会計情報』(541): pp. 14-16. デロイトトーマツ.
- 2021h. 「気候変動の影響(その8) 気候変動と保険」『会計情報』(542): pp. 30-32. デロイトトーマツ.
- 上妻京子. 2020. 「気候関連リスク情報の開示と監査上の課題」『産業経理』81(1): pp. 95-107.
- 2021. 「気候関連リスクに対する監査・保証の国際的動向」『企業会計』73(8): pp. 73-80.
- 酒井翔子. 2021. 「気候変動関連情報開示の現状と論点整理」『産業経理』81(2): pp. 136-144.
- 日本リスク研究会編. 2019. 『リスク学事典』丸善出版.
- 山田泰弘・Janis Sarra・中東正文. 2021. 「日本における気候変動に関する取締役の義務」CCLI.

Annotated Bibliography of CDSB Guidance “Accounting for Climate: Integrating Climate-related Matters into Financial Reporting” (1)

Naoyuki Akatsuka

The aim of this paper is to introduce the contents of CDSB Guidance *Accounting for Climate: Integrating Climate-related Matters into Financial Reporting* printed in December 2020 in the Japanese language (except for Chapter 2 and the relevant illustrative examples in Appendix A). CDSB Guidance focuses on the effects of material climate-related matters on companies’ general purpose financial statements (including relevant footnotes) prepared by companies that apply IFRSs. While it is well known that there are many papers on this issue, the following three are among the most recognized.

- *Climate-related and Other Emerging Risks Disclosures: Assessing Financial Statement Materiality Using AASB/IASB Practice Statement 2* issued by AASB and AUASB as a Joint Bulletin in April 2019;
- *IFRS Standards and Climate-related Disclosures* issued by IASB as In Brief in November 2019; and
- *Effects of Climate-related Matters on Financial Statements* issued by IASB as Educational Material in November 2020.

The contents and proposals in CDSB Guidance overlap with the three papers by referring to the same IFRSs (IAS 1 *Presentation of Financial Statements*, etc.) and IFRS Practice Statement. However, CDSB Guidance features the following unique characteristics:

- It focuses on the preparer’s perspective rather than investor’s (analyst’s) perspective;
- It shows the “four-step” process to assess the materiality of climate-related matters by applying IFRS Practice Statement 2 *Making Materiality Judgements*;
- It provides detailed illustrative examples that apply IAS 1, IAS 16 *Property, Plant and Equipment*, IAS 36 *Impairment of Assets*, and IAS 37 *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*; and
- It emphasizes that financial reporting should be consistent with narrative and TCFD reporting.

CDSB Guidance with its unique characteristics is not as well known in Japan as the three papers above. This reason alone warrants its introduction in the Japanese language.

Keywords: CDSB; climate-related matters; climate-related risks; IFRSs; IFRS Practice Statement; materiality; preparers of financial statements; primary users of financial statements

JEL Classification Codes: M41